

第2章 監 査

○福島地方水道用水供給企業団監査委員条例

〔昭和 60 年 11 月 1 日
条 例 第 4 号〕

改正 平成 3 年 8 月 31 日条例第 4 号

平成 18 年 8 月 30 日条例第 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第2条 法第 199 条の 3 第 1 項の規定により、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員とする。

(定期監査)

第3条 法第 199 条第 4 項の規定による定期監査は、毎会計年度 1 回以上期日を決めて行う。

2 前項に定める定期監査を行うときは、あらかじめその期日を企業長に通知しなければならない。

(出納の例月検査)

第4条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による出納の例月検査は、毎月 26 日(その日が日曜日又は休日にあたるときは、これらの日の翌日)に行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、これを変更することができる。

(監査請求又は要求による監査)

第5条 法第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項及び第 7 項、第 235 条の 2 第 2 項、第 242 条第 1 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条の 2 第 1 項及び第 34 条の規定による監査の請求又は要求があった場合は、その請求又は要求があった日から 10 日以内に着手しなければならない。

(決算の審査)

第6条 地方公営企業法第30条第2項の規定により決算、証書類等が審査に付されたときは、その日から40日以内に意見を付して企業長に報告しなければならない。

(随時監査)

第7条 法第199条第5項の規定による監査を行うときは、監査の期日前7日までにその旨を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

(結果の報告)

第8条 監査又は検査を終了したときは、定期監査については30日以内に、その他の監査及び検査については10日以内にその結果を簡明に企業団議会議長及び企業長に報告し、かつ、監査については、公表しなければならない。

(公表及び告示)

第9条 前条の公表及び告示は、福島地方水道用水供給企業団公告式条例(昭和60年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年8月31日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年8月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。